

## 様式第2号（第4条関係）

### 労働条件の確保についての報告に関する特約条項

#### （総則）

第1条 この特約条項は、市と受注者との契約に長久手市公契約条例（令和3年長久手市条例第21号）第7条第2項に定める労働条件の確保についての報告を適用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

#### （労働条件報告書の提出）

第2条 受注者は、本契約の履行における自ら使用する労働者に係る労働条件報告書を作成し、この契約締結後速やかに市（契約担当課の監督員）に提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに受注者に提出させ、それらを取りまとめて、市（契約担当課の監督員）に提出しなければならない。

3 受注者は、受注者から業務を請負又は再委託された下請負者が本契約に係る業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該下請負者に対し、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負者を通じて受注者に提出させ、それらを取りまとめ、市（契約担当課の監督員）に提出しなければならない。

なお、数次にわたって請負又は再委託に係る契約が締結される時も同様に取り扱うものとし、受注者は、労働条件報告書を全ての下請負者から受注者に提出させるものとする。